北海道

家畜飼養者のみなさんへ

安全な畜産物の生産は
正しい飼料の給与からです！

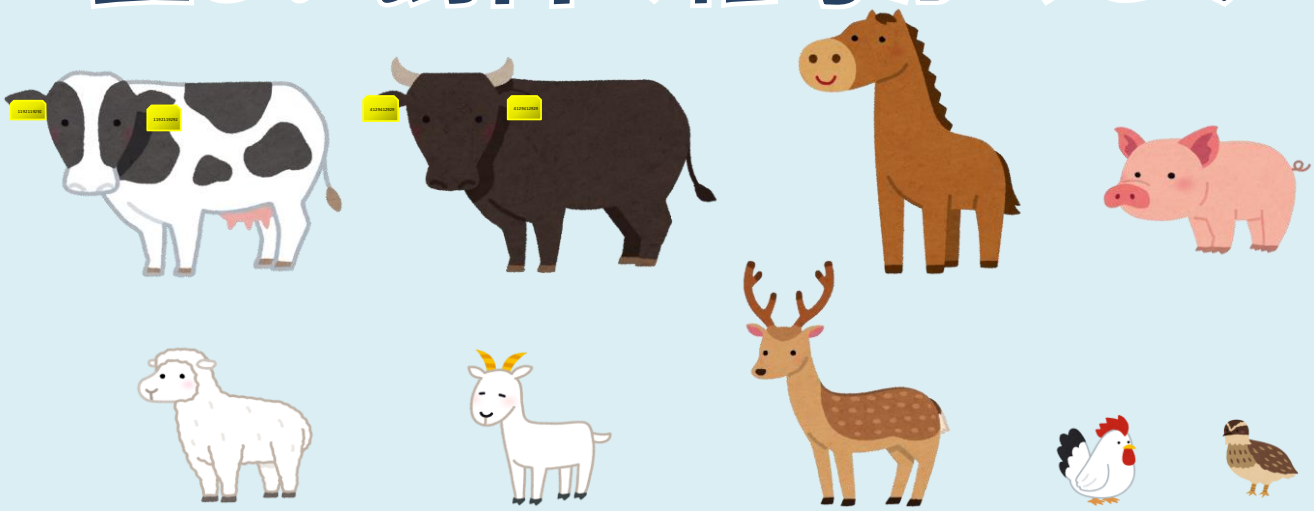

1　飼料安全法を遵守して、適切に家畜を飼育しましょう。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
（昭和28年４月11日法律第35号）

【飼料安全法の目的】
飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とする。

【飼料安全法の規制対象となる家畜：全32種類】

○　家畜（９種）
牛、馬（食用）、豚、めん羊、山羊、鹿、鶏、うずら、蜜蜂

○　養殖水産動物（23種）
ぶり、まだい、ぎんざけ、かんぱち、とらふぐ、しまあじ、まあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、ひらめ、すぎ、くろまぐろ、くるまえび、こい（食用）、うなぎ、にじます、あゆ、やまめ、あまご、にっこういわな、えぞいわな、やまといわな

※１　競走馬や乗用馬は、飼料安全法の対象家畜に含まれません。
※２　食用に供する馬の繁殖用馬は、馬の繁殖を目的としていることから飼料安全法の対象家畜に含まれません。
※３　食用以外の目的で飼育されていた馬は、食用に供することを目的で飼養を開始した時点から飼料安全法の対象家畜に含まれます。

【参考：飼料安全法のアドレスhttp://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub1.html】

2　飼料添加物の使用に当たっては注意が必要です。

① 飼料添加物について

飼料の品質の低下防止、有効成分の補給、栄養成分の利用を促進するために、飼料に混ぜ合わせるなどして使用されるもので、農林水産大臣により161種類（令和6年11月末現在）が指定されています。

飼料添加物の中には、「給与対象家畜」や「添加可能な量」が規定されているものがありますので、飼料の表示票を確認した上で、使用してください。

【飼料添加物の一覧（令和6年11月末現在）】

用　途	類　別	飼　料　添　加　物　の　名　称
飼料の品質の低下防止（17種）	抗酸化剤（3種）	エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソール
	防かび剤（3種）	プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム
	粘結剤（5種）	プロピレングリコール、アルギン酸ナトリウム、カゼインナトリウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、、ポリアクリル酸ナトリウム
	乳化剤（5種）	グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル
	調整剤（1種）	ギ酸
飼料の栄養成分その他の有効成分の補給（97種）	アミノ酸等（18種）	L-カルニチン、グアニジノ酢酸、アミノ酢酸、DL－アラニン、L－アルギニン、塩酸L－リジン、L－グルタミン酸ナトリウム、タウリン、2－デアミノ－2－ヒドロキシメチオニン、DL－トリプトファン、L－トリプトファン、L－トレオニン、L－バリン、DL－メチオニン、L－メチオニン、硫酸L－リジン、L－イソロイシン、塩酸L－ヒスチジン
	ビタミン（34種）	25－ヒドロキシコレカルシフェロール、L－アスコルビン酸、L－アスコルビン酸カルシウム、L－アスコルビン酸ナトリウム、L－アスコルビン酸－2－リン酸エステルナトリウムカルシウム、L－アスコルビン酸－2－リン酸エステルマグネシウム、アセトメナフトン、イノシトール、塩酸ジベンゾイルチアミン、エルゴカルシフェロール、塩化コリン、塩酸チアミン、塩酸ピリドキシン、β－カロチン、コレカルシフェロール、酢酸dl－α－トコフェロール、シアノコバラミン、硝酸チアミン、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、パラアミノ安息香酸、D－パントテン酸カルシウム、DL－パントテン酸カルシウム、d－ビオチン、ビタミンA粉末、ビタミンA油、ビタミンD粉末、ビタミンD3油、ビタミンE粉末、メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール、メナジオン亜硫酸水素ナトリウム、葉酸、リボフラビン、リボフラビン酪酸エステル
	ミネラル（41種）	塩化カリウム、クエン酸鉄、グルコン酸カルシウム、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、酸化マグネシウム、水酸化アルミニウム、炭酸亜鉛、炭酸コバルト、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、炭酸マンガン、2－デアミノ－2－ヒドロキシメチオニン亜鉛、2－デアミノ－2－ヒドロキシメチオニン銅、2－デアミノ－2－ヒドロキシメチオニンマンガン、DL－トレオニン鉄、乳酸カルシウム、フマル酸第一鉄、ペプチド亜鉛、ペプチド鉄、ペプチド銅、ペプチドマンガン、ヨウ化カリウム、ヨウ素酸カリウム、ヨウ素酸カルシウム、硫酸亜鉛（乾燥）、硫酸亜鉛（結晶）、硫酸亜鉛メチオニン、硫酸ナトリウム（乾燥）、硫酸マグネシウム（乾燥）、硫酸マグネシウム（結晶）、硫酸コバルト（乾燥）、硫酸コバルト（結晶）、硫酸鉄（乾燥）、硫酸銅（乾燥）、硫酸銅（結晶）、硫酸マンガン、リン酸一水素カリウム（乾燥）、リン酸一水素ナトリウム（乾燥）、リン酸二水素カリウム（乾燥）、リン酸二水素ナトリウム（乾燥）、リン酸二水素ナトリウム（結晶）
	色調強化剤（3種）	アスタキサンチン、β－アポ－8’－カロチン酸エチルエステル、カンタキサンチン
	温室効果ガス（GHG）削減剤（1種）	3－ニトロオキシプロパノール
飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進（47種）	合成抗菌剤（5種）	アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、クエン酸モランテル、ナイカルバジン、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム
	抗生物質（11種）	亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム
	着香料（1種）	着香料（エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、1種又は2種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。）
	呈味料（1種）	サッカリンナトリウム
	酵素（13種）	ムラミダーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、フィターゼ、アミラーゼ、、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、β－グルカナーゼ、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、中性プロテアーゼ、ラクターゼ、リパーゼ
	生菌剤（11種）	エンテロコッカス フェカーリス、エンテロコッカス フェシウム、クロストリジウム ブチリカム、バチルス コアグランス、バチルス サブチルス、バチルス セレウス、バチルス パディウス、ビフィドバクテリウム　サーモフィラム、ビフィドバクテリウム　シュードロンガム、ラクトバチルス アシドフィルス、ラクトバチルス サリバリウス
	有機酸（5種）	安息香酸、ギ酸カルシウム、グルコン酸ナトリウム、フマル酸、ニギ酸カリウム
（合計　161種）		

※飼料添加物の名称に網掛けアンダーラインがされているのは、「給与可能な家畜」や「添加可能な量」が定められています。
【参照：飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令　http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub1.html】
※飼料添加物の最新の一覧は、（独）農林水産省消費安全技術センターのウェブサイトで確認できます。
【参照：http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub3_feedadditives.html】

② 抗菌性飼料添加物の併用について

抗菌性飼料添加物は、その性質などから3種類の区分に分けられ、同一区分に含まれる2種類以上の抗菌性飼料添加物を併用することが禁止されています。

家畜に複数の配合飼料を同時に給与する場合は、各々に含まれる抗菌性飼料添加物が併用禁止のものではないことを確認してください。

第1欄	アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナイカルバジン、ナラシン、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム
第2欄	クエン酸モランテル
第3欄	亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、エンラマイシン、ノシヘプタイド、フラボフォスフォリポール

３ 飼料の使用者は、飼料の「使用方法」及び「保存方法」の基準等を遵守することが重要です。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(抜粋)

飼料安全法第３条に基づき、昭和57年７月に「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」が定められ、当該省令では「飼料等の製造・使用・保存・表示の基準や飼料等の成分規格」が規定されています。

※省令のアドレス：http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub1.html

【飼料及び成分規格等に関する省令（飼料一般の使用方法の基準：抜粋）】

〇飼料一般の使用の方法の基準

ア　有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある飼料は、使用してはならない。

イ（ア）表示の基準に基づき対象家畜等（当該飼料を使用することができる家畜等をいう。以下同じ。）が表示されている飼料は、当該対象家畜等以外の家畜等に対し使用してはならない。
（イ）(1)のウの表に掲げる飼料添加物を含む同表の対象飼料は、搾乳中の牛又は産卵中の鶏若しくはうずら並びに食用を目的として屠殺する前７日間の牛（生後おおむね６月を超えた肥育牛を除く。）、豚、鶏又はうずらに使用してはならない。
（ウ）綿実油かすを原料とする飼料は、養殖水産動物に対し使用してはならない。

ウ　表示の基準に基づき使用上の注意事項が表示されている飼料は、当該使用上の注意事項を遵守して使用しなければならない。

エ　(2)のウの表の同一欄内の２以上の飼料添加物を含む飼料は、使用してはならない。

オ　(2)のウの表の飼料添加物を含む飼料は、当該飼料添加物が掲げられている欄内の他の飼料添加物を含む飼料と併用してはならない。

カ　飼料は、使用後に次に掲げる事項を帳簿に記載して保存するよう努めなければならない。
（ア）当該飼料を使用した年月日
（イ）当該飼料を使用した場所
（ウ）当該飼料を使用した家畜等の種類
（エ）当該飼料の名称
（オ）当該飼料の使用量
（カ）当該飼料を譲り受けた年月日及び相手方の氏名又は名称

※1　イの(イ)の文中「(1)のウの表に掲げる飼料添加物」とは、本資料の２ページの「飼料添加物の一覧－類別－合成抗菌剤（５種）及び抗生物質（１１種）」に掲載している飼料添加物のこと。

※2　ウ及びエの文中「(2)のウの表」とは、本資料の２ページの「2抗菌性飼料添加物の併用について」に掲載している表のこと。

【飼料及び成分規格等に関する省令（飼料一般の保存の方法の基準：抜粋）】

〇飼料一般の保存の方法の基準

ア　有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある場所に保存し、又は有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある容器若しくは包装材料を用いて保存してはならない。

イ　表示の基準に基づき保存上の注意事項が表示されている飼料は、当該保存上の注意事項を遵守して保存しなければならない。

4　飼料の使用前には必ず製品の表示票を確認してください。

飼料の中には、「給与可能な家畜」や「使用可能な量」等の使用・保存に関しての注意事項が表示票に記載されている場合がありますので、飼料の使用・保存に当たっては、当該注意事項を遵守してください。

【飼料及び飼料添加物の表示票の例】

飼料の表示（例）

飼料の名称　　○○印○○用配合飼料○○号
飼料の種類　　○○用配合飼料
製造年月　　平成○○年○○月
製造業者の氏名又は名称及び住所　　○○会社　○○県○○市○○番地
製造事業場の名称及び所在地　○○会社○○工場　××県××市○　番地
対象家畜等　　体重がおおむね30ｋｇ以内の子豚
正味重量　　○○ｋｇ
成分量
含有する飼料添加物の名称及び量　亜鉛バシトラシン　200万単位／トン

【注意】
1　この飼料は、上記の対象家畜等に記載されているもの以外には使用しないこと。
2　この飼料は、食用を目的として屠殺する前７日間は使用しないこと。
3　この飼料の原材料に使用している動物性油脂は、確認済動物性油脂（反すう動物に由来するものを含む。）です。

原材料名等

原材料の区分	配合割合	原　材　料　名
穀類	７０％	とうもろこし、マイロ、大麦
動物質性飼料	１０％	魚粉
その他	５％	動物性油脂、食塩

使用上及び保存上の注意
1　この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと（牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
2　この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

飼料添加物の表示（例）

飼料添加物　　20kg
飼料添加物の名称　ブロイラー前期プレミックスA
有効成分名及び含量並びに賦形物質等の名称

有効成分名	含量(1kg中)
硝酸チアミン	1.0g
ニコチン酸アミド	8.5g
サリノマイシンナトリウム	20.0g力価

賦形物質等
エトキシキン
米ぬか油かす

用いることができる飼料の種類及び量(飼料1トン当たり)
ブロイラー前期用
ふ化後3週間以内のブロイラー用飼料
本品2.5kg(又は、飼料中0.25%)
製造業者の名称及び住所　○○会社　○○県○○市○○番地
製造事業場の名称及び所在地　○○会社○○工場　××県××市××番
製造番号又は製造記号　○○○○
製造年月　令和○年○月
有効期間　製造の翌月から2年
保存上の注意事項
密閉容器に保存すること。
使用上の注意
この飼料添加物は、過剰投与した場合発育障害がおこるので、定められた添加量を厳守するとともに、均一に配合するよう注意すること。

5　飼料の使用記録をつけましょう。

飼料の使用が原因となって有害な畜産物が生産されたり、その可能性がある場合に、迅速な原因特定等のためには、飼料の使用実績の把握が不可欠ですので、**飼料の使用者は、「使用年月日」、「使用場所」、「使用した家畜の種類」、「飼料の名称」、「使用量」、「譲り受け年月日及び相手先の名称」を記録して保存するように努めなければならないとされています。**

記録の保存期間の目安は、牛は8年間、採卵鶏は5年間、ブロイラーと豚は2年間、馬(食用に供するものに限る。)は5年間(乗用馬等非食用馬を食用として肥育することとした場合は、飼料給与開始から2年間)とされています。

【飼料の使用記録の例】

記載例

(1) 使用した飼料の名称：○○配合飼料○○カウ○○
　使用した家畜等　　：乳牛

使用年月日	使用場所	使用量	譲り受け年月日	譲り受け先
RO. 4. 1	A畜舎	80kg	RO. 3. 15	○○商店
RO. 4. 2	A畜舎、a群	95kg	〃	〃
：				
RO. 4. 30	b群	50kg	RO. 4. 15	○○農協

(2) 使用した家畜等　：肉牛

使用年月日	使用場所	使用した飼料の名称	使用量	譲り受け年月日	譲り受け先
RO. 4. 1	A畜舎	○○配合飼料○○ビーフ○○	80kg	RO. 3. 15	○○商店
〃	A、B畜舎	○○配合飼料カーフ○○	120kg	〃	〃
〃	a群	稲わら	20kg	〃	自家産
〃	b群	○○混合飼料○○	3kg	RO. 3. 20	○○(株)試供品
RO. 4. 2	A畜舎	○○配合飼料○○ビーフ○○	80kg	RO. 3. 15	○○商店
〃	a群	○○配合飼料カーフ○○	50kg	〃	〃
〃	A、B畜舎、a群	稲わら	40kg	〃	自家産
：					
RO. 4. 30	b群	○○配合飼料○○ビーフ○○	50kg	RO. 4. 15	○○農協

6　反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入を防止しましょう。

反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン

本ガイドラインは、BSE発生防止を目的に牛などの反すう動物用飼料（A飼料）への動物由来たん白質（肉骨粉等）の混入を防止するための管理方法等の基本指針を定めたものです。

①　本ガイドラインでは、飼料を「A飼料」と「B飼料」に区分し、それぞれの管理方法等が示されています。

〇A飼料：牛、めん羊、山羊及びしかに給与される又は可能性があるものとして動物由来たん白質（下表の「牛など」に給与可能な動物由来たん白質を除く）が混入しないように取り扱われた飼料及びその原料）

〇B飼料：A飼料及び水産専用飼料以外のもの（鶏、豚用の飼料や動物性たん白質を含むもの）

②　主な管理方法等の指針は次のとおりです。

〇B飼料は反すう動物に給与してはならない。A飼料にB飼料が混入した場合も同様とする。

〇A飼料の保管場所や給与に用いる器具は専用化し、B飼料が混入しないようにする。

〇B飼料がA飼料の専用容器等に接触した場合は、速やかに洗浄クリーニングを行うこと。

※具体的な指針内容は、（独）農林水産消費・安全技術センターのウェブサイトを確認してください。

アドレス：http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/15_1570.html

③　令和6年（2024年）10月3日から牛肉骨粉等が豚、馬、鶏、うずら用の飼料に使用可能となりました。

使用可能となったのは、農林水産大臣の確認を受けた工場で製造された「牛、めん羊、山羊に由来する肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉、血しょうたん白質又はこれらが原料に含まれる飼料」です。

反すう動物と一緒に豚、馬、鶏、うずらを飼養する方は、牛肉骨粉等を新たに飼料として使用する場合、A飼料との区分管理（②の主な管理方法等）について、特に注意してください。

【反すう動物及び豚・馬・鶏に係る動物由来たん白質・動物性油脂の飼料使用規制の概要】

（令和6年（2024年）11月末現在）

主な対象品目		由　来　動　物	給与対象（注1）	
			牛 な ど（注2）	豚（注3）・馬・鶏（注4）
動物性たん白質	乳、乳製品	ほ乳動物	◎	◎
	卵、卵製品	家きん		
	ゼラチン、コラーゲン	ほ乳動物（反すう動物は、牛、めん羊、山羊に限る。）、家きん、魚介類	〇	〇
	血粉、血しょうたん白	牛、めん羊、山羊（SRM等（注5）を除く。牛、めん羊、山羊と分別されない豚、馬、家きん含む。）	×	〇 R6.10.3から
		豚、馬、家きん	×	〇
		鹿	×	×
	肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉（チキンミール、フェザーミール、肉粉を含む）	牛、めん羊、山羊（SRM等を除く。牛、めん羊、山羊と分別されない豚、馬、家きん含む。）	×	〇 R6.10.3から
		豚、馬、家きん	×	〇
		鹿	×	×
	魚粉など魚介類由来たん白質	魚介類	×	〇
	食品の製造工程において発生した食品に含まれる動物由来たん白質（以下の製造工場等を除く）	ほ乳動物、家きん、魚介類	×	◎
	ソーセージ・ハム・ベーコン・動物由来エキス製造工場、精肉店残渣	牛、めん羊、山羊、鹿	×	×
		豚、馬、家きん	×	〇
	かまぼこ・ちくわ・はんぺん・魚介由来エキス製造工場、鮮魚店残渣	魚介類	×	〇
	余剰食品に含まれる動物由来たん白質	ほ乳動物、家きん、魚介類	×	◎
動物性油脂（注6）	特定動物性油脂（注7）	ほ乳動物、家きん	◎	◎
	動物性油脂（不溶性不純物0.15%以下）	ほ乳動物（牛など（SRM等を除く。）を含むもの）、家きん	×	〇
		ほ乳動物（牛などを含まないもの）、家きん	△（注8）	〇
	魚油（魚介類以外のたん白質と完全に分離された工程で製造されたもの）	魚介類	◎	◎
	上の各欄に記載された以外の動物性油脂	ほ乳動物、家きん	×	×
その他	骨炭、骨灰（一定の条件で加工処理されたもの）	ほ乳動物、家きん、魚介類	◎	◎
	第2リン酸カルシウム（鉱物・動物の骨由来で脂肪・たん白質を含まないもの）			

注1：「◎」は使用可能。「〇」「△」は基準に適合することについて、農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のみ使用可能。ただし、豚に給与される可能性があるものは、加熱条件等を満たした「処理済動物由来食品循環資源」又は「処理済食品由来動物由来食品循環資源」、「確認済動物由来たん白質」であること。

注2：「牛など」には、牛、めん羊、山羊、しかを含む。

注3：「豚」には、いのししを含む。

注4：「鶏」には、うずらを含む。

注5：「SRM等」とは、特定危険部位（30月齢超の牛の脳等、12月齢超のめん羊・山羊の脳等）及び農家でへい死した牛などと畜場検査を経ていない牛などのこと。

注6：「動物性油脂」には、植物性油脂を含む場合も含まれる。

注7：「特定動物性油脂」とは、食用脂肪のみを原料とする動物性油脂（不溶性不純物0.02%以下）のこと。

注8：「△」は、ほ乳期子牛育成用代用乳配合飼料への使用はできない。

7　肉と接触した可能性があるものを豚の飼料として使用する場合は、基準を満たした加熱処理が必要です。

食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン

豚熱等の家畜伝染病の侵入防止を目的に、豚を対象とする飼料の加熱条件等が見直され、新たな基準が令和3年（2021年）4月1日から施行されました。

また、加熱条件の見直しにあわせて、原料収集、製造、保管、給与等の基本指針を定めた「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」も新たに策定されました。

主な事項として、「肉を扱う事業所等から排出される食品循環資源であって肉と接触した可能性があるもの」を豚の飼料として使用する場合は、次の①～③のいずれかの加熱処理基準等を満たしている必要がありますので、食品残さ等を飼料として使用する際は留意してください。

①処理済動物由来食品循環資源
飼料の製造段階で撹拌しながらその全体の温度を90℃以上に60分間以上保つ方法又はこれと同等以上の効果を有する方法により加熱処理を行うこと。（温度・時間の記録が必要）

②処理済食品由来動物由来食品循環資源
食品の製造段階で肉の中心部の温度を70℃以上に30分間以上保つ方法又はこれと同等以上の効果を有する方法により加熱処理を行うこと。（データ等により加熱の証明が可能なもの）

③確認済動物由来たん白質
反すう動物由来たん白質等が混入していないことについて、農林水産大臣の確認を受けた工場で製造されたゼラチン、血粉、肉骨粉等。

※①～③は、肉を含む未加熱品との混入防止等の加熱基準以外の条件もあります。

※具体的な取り扱い等は、農林水産省ウェブサイトを確認してください。
アドレス：https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/ecofeed.html

8　特別な注意が必要な飼料を製造する場合は、飼料製造管理者の設置が必要です。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第25条

抗菌性物質を含む飼料等を製造する場合は特別の注意が必要なことから、飼料安全法に基づき飼料製造管理者を設置することが義務付けられています。

製造した飼料を他に販売することなく自分で使用する場合（いわゆる自家配合）であっても設置が必要となる場合がありますので注意してください。

飼料製造管理者を設置した際は、農林水産大臣へ届出を行う必要があります。
（（独）農林水産消費安全技術センターを経由して届出する。）

飼料製造管理者の設置対象一覧（飼料添加物製造業者除く）

飼料の種類	飼料製造業者		自家配合農家
抗生物質、合成抗菌剤を含む飼料	設置		設置
インド産落花生油かす（特定飼料）を含む飼料	設置		設置
プロピオン酸、プロピオン酸ナトリウム、プロピオン酸カルシウムを含む飼料	設置		―
尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料	設置		―

※1　表中の「抗生物質、合成抗菌剤」とは、本資料の2ページの「飼料添加物の一覧－類別－合成抗菌剤（5種）及び抗生物質（11種）」に掲載している飼料添加物のこと。

※2　TMRセンター等において、上記一覧に該当する飼料を含むものを原料として、サイレージ等と混合する場合も飼料製造管理者の設置が必要となります。（飼料製造業者の区分での設置が必要）

飼料製造管理者の資格要件や届出等の詳細に関しては、下記に確認願います。

【問い合わせ先】　独立行政法人　農林水産消費安全技術センター（札幌センター）
〒060－0042　札幌市中央区大通西10丁目4－1　札幌第2合同庁舎8階
TEL　050－3797－2716　FAX　011－261－6737
ホームページ　http://www.famic.go.jp/

9　粗飼料は残留農薬やかびの発生に注意しましょう

畜産物の安全を確保するため、飼料中における農薬やかび毒など有害物質の残留基準等が設定されています。粗飼料生産においては、登録のある農薬を使用基準に従い適切に使用するとともに、栽培・調整・保存の各段階で適切な管理を行い、かびの発生を防止しましょう。

連絡先：北海道農政部生産振興局畜産振興課
畜産環境係（電話011－204－5440：係直通）